

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月31日

【会社名】 クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター
クリスチャン・シュミット
(Christian Schmid, Managing Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ 8 番地
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
弁護士 野 原 新 平
弁護士 熊 野 則 広

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【届出の対象とした売出
有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 25億円（予定）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2019年11月27日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債 （以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	25億円（予定）（注2）	売出価額の 総額	25億円（予定）（注2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2019年11月27日（当該日が営業日（以下に定義する。）でない場合には、修正翌営業日調整（以下に定義する。）に従った調整が行われる。以下「満期償還日」という。）		
利率	年2.40%		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	長野県上田市常田二丁目3番3号 八十二証券株式会社（以下「売出人」という。）		
利払日	2017年2月27日（以下「当初利払日」という。）（当日を含む。）から満期償還日（当日を含む。）までの毎年2月27日、5月27日、8月27日及び11月27日（以下、それぞれ「利払日」という。）。利払日が営業日でない場合、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。ただし、修正翌営業日調整の適用の結果として当該利払日に関して支払われるべき利息額が調整されることはない。		

摘要	<p>(1) 期限前償還 期限前償還判定日(以下に定義する。)のすべての参照指数終値が計算代理人によって決定されたそれぞれのトリガー価格(以下に定義する。)以上である場合、各本社債は直後の利払日に直ちに償還される。下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.2.参照指数水準による期限前償還」を参照のこと。(注3)</p> <p>(2) 信用格付 本書日付現在、発行会社(以下に定義する。)は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド(以下「ムーディーズ」という。)からA2の、スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービスズ・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)からAの、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)からAの長期格付を取得している。 ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.co.jp/web/)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(3) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>
----	---

(注1) 本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー(ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。)の2016年8月23日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき発行会社によって2016年11月29日(以下「発行日」という。)に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) 日本における売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債の額面総額は、本社債の需要状況を勘案した上で決定される。なお、最終的に決定される売出券面額の総額及び売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 満期償還日前のその他の償還については、下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 4.3 違法事由による償還」及び「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 7. 債務不履行事由」を参照のこと。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2016年11月22日から 同年11月29日まで	額面金額 100万円	なし	売出人の日本における 本店及び各支店
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- (1) 本社債の日本における受渡期日は、2016年11月30日である。
 (2) 本社債のすべての申込人は2016年11月30日に売出価格を日本円にて支払う。

- (3) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日を概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (4) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (5) 本社債は1933年合衆国証券法(以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク及び信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資にふさわしいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の満期償還金額(以下に定義する。)又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

なお、別途明記されない限り、本リスク要因及びその他の留意点中に使用される用語の定義については下記「社債の要項の概要 17. 定義」の各項に規定される定義を参照のこと。

発行会社の信用度に関するリスク

本社債は、発行会社の無担保の一般債務である。本社債権者(以下に定義する。)は、発行会社の信用リスクにさらされている。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は悪影響を受ける。

発行会社の収益性は世界的な経済状態の変化、インフレ、金利/為替レート、キャピタルリスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、予想と評価によるリスク、オフバランスシート企業に関するリスク、クロスボーダー及び外国為替リスク、オペレーショナルリスク、法律及び規制リスク並びに競争リスクなどにより影響を受ける。これらのリスク要因は、本社債に関連する、発行会社の債務を履行する能力に影響を与えるマーケットリスクを評価する上で、本社債にとって重要なリスク要因である。

発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り、又は投資元本を割り込むことがある。

元本リスク

本社債は、期限前償還されず、所定の観察期間中において、いずれかの参照指数に係る参照指数終値が一度でもロックイン価格を下回り、かつ最終評価日のいずれかの参照指数に係る参照指数終値が対応する当初価格を下回った場合には、満期償還金額が満期償還額算出対象指数に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還金額は額面金額を上回ることなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

流通市場の欠如

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図しておらず、本社債を買い取る義務も負わない。また、たとえ流動性があっても、本社債権者は、参照指数の水準、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期償還日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期償還日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

発行価格は本社債の市場価値を上回る場合がある

本社債の発行価格は、発行日現在の本社債の市場価値を上回る場合があり、売主又は他者が流通市場での取引を通じて本社債を購入することを希望する場合の価格(もしあれば)を上回る場合がある。特に、本社債の発行価格は、本社債の発行及び販売に関する手数料並びに本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするための金額が考慮されている。

期限前償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの期限前償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期償還日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日(当日を含まない。)までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。このため期限前償還により、投資家は当初期待した利回りを得られない可能性がある。さらに、かかる償還額を再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク(機会費用損失リスク)

本社債の満期償還日又は期限前償還の日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで期限前償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債に基づく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で参照指数の各構成株式銘柄及び参照指数に関連する先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動及びヘッジの解消は、本社債の条件決定時及び期限前償還判定日における参照指数に影響し、結果的に本社債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「流通市場の欠如」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本社債の満期償還金額は本書記載の条件により決定されるが、満期償還日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

参照指数

本社債の満期償還金額は参照指数に連動し、あるいは参照指数によって変動し、また期限前償還条項も参照指数の水準によることとなっている。一般的に、参照指数が上昇した場合の本社債の価格は上昇し、参照指数が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

参照指数の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表す。一般的に参照指数の予想変動率の上昇は本社債の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本社債の価格を上げる方向に作用する。ただし、本社債の価格への影響は参照指数の水準や評価日までの期間などによって変動する。

評価日又は満期までの残存期間

評価日の前後で本社債の価格が変動するケースが多いと考えられ、期限前償還判定日に期限前償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、参照指数、円金利水準、参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

配当利回りと保有コスト

一般的に、参照指数の構成株式銘柄の配当利回りの上昇、あるいは参照指数及び参照指数に関連する先物の保有コストの下落は、本社債の価格を下落させる方向に作用し、逆に参照指数の構成株式銘柄の配当利回りの下落、あるいは参照指数並びに参照指数に関連する先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

金利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、参照指数、円金利水準、参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

発行会社の格付

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

参照指数の構成株式銘柄の変更又は廃止は、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある

参照指数のスポンサーは、参照指数の構成株式銘柄に銘柄を追加、削除又は入替えを行うことができ、また1つ以上の構成株式銘柄のレベルを変化させる可能性のあるその他の方法論的な変更を行うことができる。参照指数の構成株式銘柄の変更は、新たに追加された銘柄の株価が、元の銘柄よりも大幅に下落又は上昇する可能性があるため、参照指数の水準に影響を与える場合があり、これによって本社債の価値に悪影響を与える場合がある。また、参照指数のスポンサーは、参照指数の計算又は開示を変更、休止又は中止することができる。参照指数のスポンサーは本社債の売出し及び販売に一切関与せず、本社債の投資家に対して一切の責任を負わない。参照指数のスポンサーは、本社債の投資家の利益に配慮せずに参照指数についてあらゆる行為を行うことができ、当該行為は本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

本社債に基づく計算及び決定

本社債に関する計算及び決定を行う上で、本社債権者、発行会社及び計算代理人の間で利害が対立するケースがある。社債の要項に別段の定めがある場合を除き、計算代理人は誠意をもって、商業的に合理的な方法で行動することが要求されているが、投資家に対する代理又は信託の義務はなく、受託者としての義務も負っていない。特に計算代理人、発行会社及びその関連会社は、他の立場(他の契約上の関係や活動等)で利害関係を有することがある。計算代理人の決定が本社債の価値に悪影響を与える可能性があることを、本社債の購入を検討中の投資家は認識すべきである。

租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

社債の要項の概要

本社債は、発行会社、クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン支店を通じて行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン及び契約中に記載の他の代理人との間で締結された2016年6月27日付の代理契約(その後の修正、再表示又は補足を含み、以下「代理契約」という。)及び発行会社が発行する社債に関して締結した2016年6月27日付の約款捺印証書(発行日現在の修正又は補足を含み、以下「CS捺印証書」という。)に従って発行される。

以下においては、該当する時点での財務代理人、計算代理人及び支払代理人(もしあれば)をそれぞれ「財務代理人」、「計算代理人」及び「支払代理人」といい、財務代理人、計算代理人及び支払代理人を総称して「諸代理人」という。

その時々における本社債の所有者(以下「本社債権者」という。)は、適用される代理契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされる。代理契約及びCS捺印証書の写しは、本社債が発行されている期間中は、支払代理人の指定された事務所において、通常の営業時間の間、閲覧に供される。

以下の社債の要項(以下「本要項」という。)は、本社債に適用される本プログラムの条項である。

1. 様式、額面及び所有権

本社債は無記名式で発行され(以下「無記名式社債券」という。)、額面金額は1,000,000円とする。

無記名式社債券は無記名式大券(以下「大券」という。)に表章される。確定無記名式社債券は発行されない。大券の所有権は交付により移転する。正当な管轄権を有する裁判所により命令された場合又は法律により別途要求された場合を除き、あらゆる社債券の所有者は、かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的上その完全な所有者とみなされ、そのように扱われ、いかなる者も所有者をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本社債がユーロクリア・バンク・S.A./N.V.(以下「ユーロクリア」という。)及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)(以下、それぞれ「決済システム」という。)によって又はかかる決済システムのために所持されている大券により表章されている場合、特定の額面金額の当該本社債権者として該当する決済システムの記録に表示されている各者(別の決済システムの名簿に記載されている限度で当該決済システムを除く。)(当該本社債について、以下「アカウント保有者」という。)(明らかな誤りがある場合を除き、ある者の勘定として当該本社債の額面金額についてアカウント保有者が発行した証書又はその他の書類がすべての目的において、最終的かつ拘束力のある証拠となる。)は、当該本社債の当該額面金額又は利息(もしあれば)の支払についての権利を除くすべての目的において、発行会社及び各代理人によって当該本社債の当該額面金額についての所有者として扱われる。当該額面金額又は利息の支払についての権利は、発行会社及び諸代理人に対して、当該本社債を持参した者に対してのみ与えられる。決済システムによって又は決済システムのために所持される本社債についての権利は、当該時点で適用される決済システムの規則及び手続に従ってのみ譲渡することができる。本社債は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの代理の共通預託機関に寄託することができる。

決済システムに言及した場合には、文脈上認められる場合には、発行会社が認めた追加又は代替の決済システムへの言及を含むものとみなされる。

2. 本社債の地位

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、本社債の間に優劣はなく、また発行会社が随時発行する他の非劣後かつ無担保の債務と同順位かつ同等である。

3. 利息

3.1. 固定利息

本社債には2016年11月30日(以下「利息開始日」という。)(当日を含む。)から満期償還日(当日を含まない。)までの期間について、(以下に定める期限前償還の対象とならない限り)額面金額に対して年2.40%の利息が付される。当該利息は、利息開始日又は直前の利払日のいずれか該当する日(いずれも当日を含む。)から翌利払日(当日を含まない。)までの期間(それぞれ「利息期間」という。)について、2017年2月27日より満期償還日まで(それぞれの日を含む。)毎年2月27日、5月27日、8月27日及び11月27日に四半期分を後払いする。各利払日について、額面金額当たり6,000円の利息が支払われるものとする。ただし、2017年2月27日の利払日においては、額面金額当たり5,800円の利息が支払われるものとする。各利息期間は、本要項に従い関連する利払日に対して適用されるあらゆる調整に関係なく、当該利払日となる予定の日を開始又は終了(適宜)する。

利払日が営業日でない場合、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。ただし、修正翌営業日調整の適用の結果として当該利払日に関して支払われるべき利息額が調整されることはない。

利息期間以外のすべての期間(以下「計算期間」という。)について、各本社債について支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本社債の額面金額に上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該計算期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、上記の計算において、当該計算期間の日数は、当該計算期間の初日(当日を含む。)から当該計算期間の末日(当日を含まない。)までを計算する。また、かかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1円未満を四捨五入するものとする。

3.2. 利息の発生

支払が不適切に留保又は拒否されない限り、本社債についての利息の発生は、償還期日に終了し、支払が不適切に留保又は拒否された場合には、本第3項に定める方法で関連日(本要項第6項に定義する。)まで引き続き(判断の前後を含めて)利息は発生する。

4. 償還及び買入

4.1. 満期償還

満期償還日前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期償還日に、以下に従って計算代理人によって計算される金額(以下「満期償還金額」という。)で償還されるものとする。

ロックイン事由が発生しなかった場合、各本社債の額面金額当たりの満期償還金額は1,000,000円とする。

ロックイン事由が発生した場合において、

(i) すべての参照指数の最終参照価格がそれぞれの当初価格以上である場合、各本社債の額面金額当たりの満期償還金額は1,000,000円とする。

(ii) いずれかの参照指数の最終参照価格がその当初価格未満である場合、円貨で支払われる各本社債の額面金額当たりの満期償還金額は、以下の計算式に従って計算代理人により計算される。

$$1,000,000円 \times \frac{\text{満期償還額算出対象指数に係る最終参照価格}}{\text{満期償還額算出対象指数に係る当初価格}}$$

ただし、満期償還金額は1円未満を四捨五入するものとする。かかる満期償還金額は、0円以上の金額とし、かつ額面金額の100%を上回らないものとする。

4.2. 参照指数水準による期限前償還

以下の場合、本社債は満期償還日前に償還される。

計算代理人が、期限前償還判定日におけるすべての参照指数終値がそれぞれのトリガー価格と同額又はこれを上回ると判断した場合、各本社債は、直後の利払日において、当該期日に当該本社債について発生し、支払われるべき利息とともに、日本円の現金1,000,000円で償還される。疑義を避けるために付言すると、ロックイン事由の発生は上記の期限前償還に影響を与えない。

4.3. 違法事由による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行、又は本社債に基づく債務をヘッジするための取決めの全部若しくは一部が、いずれかの政府、行政、立法若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関が適用する現行若しくは将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令、方針若しくは要請(法的効力がないものである場合には、その遵守が当該法令等の対象者の一般的な慣行に沿っているものに限る。)に照らして、又は当該法令等の解釈の変更に照らして、非合法、違法であり若しくはその他の点で違反している、又は今後そうなると発行会社が誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて決定した場合(以下「違法事由」という。)、発行会社は、本要項第10項に従って、適用される法律によって認められた範囲において、本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、予定外早期償還額で本社債を償還することができる。この場合、当該通知後に満期償還金額又は利息等のその他の金額の支払は行われない。

本項に従った本社債の償還が到来した本社債について支払われるべき金額は、発行会社はその裁量により選択した償還期限より前の日において予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

4.4. 買入

発行会社及び発行会社の子会社又は関係会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格においても本社債を買入、所有、再販又は消却することができる(ただし、買入の場合は当該本社債が将来の利息の支払を受けるすべての権利とともに買入れられることを条件とする。)。

4.5. 元本

「元本」に言及した場合には、文脈上そのように解釈できる場合、本社債に基づき支払われるべき、利息を除くすべての金額を意味する。

4.6. 参照指数に関する事項

参照指数の調整事由等

参照指数の修正

スポンサーが公表したいずれかの参照指数の水準で、当該参照指数の参照指数終値の決定に使用されるものが、当該スポンサーによってその後訂正され、かつ当初公表された日において当該訂正が公表された場合、計算代理人は当初公表された当該参照指数の水準の代わりに、訂正された当該参照指数の水準を使用する。

参照指数の中断 / 計算方法の変更

いずれかの参照指数が(i)スポンサーによって計算及び公表されないが、計算代理人が認める承継スポンサー(スポンサーとみなされる承継スポンサー)によって計算及び公表された場合、又は(ii)計算代理人の判断により、当該参照指数の計算に使用される計算式及び方法と同じ又は実質的に同じものを使用した承継指数によって代替される場合には、いずれの場合においてもかかる参照指数を承継する指数(以下「承継指数」という。)が当該参照指数とみなされる。

(i)最終評価日までにおいていずれかの参照指数に係るスポンサー(又はその承継者)が、当該参照指数の計算式若しくは計算方法の重大な変更を行い若しくはその他の方法で当該参照指数を大幅に変更することを行うこと(構成する株式及び資本の変更並びにその他の慣例的事由の発生時に当該参照指数を維持するために必要な計算式若しくは方法における所定の修正を除く。)(以下「指数変更」という。)若しくは当該参照指数を永久的に終了し、承継指数も存在しないことを発表した場合(以下「指数消滅」という。)、又は(ii)当初価格決定日、評価日又は観察期間中における予定取引所営業日に、いずれかの参照指数に係るスポンサー又は承継スポンサーが当該参照指数の計算及び公表を怠った場合(以下「指数障害」といい、指数変更及び指数消滅と併せて「指数調整事由」という。)、計算代理人は当該指数調整事由が本社債に重大な影響を与えるかを判断し、影響があると判断した場合には、公表された当該参照指数の水準に代えて、変更、障害若しくは消滅の直前に有効であった当該参照指数を算出するための計算式又は計算方法に従い、当該指数調整事由の直前の当該参照指数を構成した株式銘柄のみを使用して、参照指数終値を決定し、その後、当該参照指数の当初価格を決定し、ロックイン事由又は期限前償還の発生を決定し、本要項第3.1項に基づき計算された、社債について利払日に支払うべき利息額を決定し、及び/又は満期償還金額を計算する。

ただし、計算代理人が、その商業的に合理的な判断に基づき、上記の方法の適用では商業的に合理的な結果を得られないと判断した場合、計算代理人は本社債の償還を決定する場合がある。その場合、発行会社は、本要項第10項に従って、本社債権者に3営業日から20営業日前までに通知することにより、一部ではなく全部を、計算代

理人がその単独の裁量で決定する、当該指数調整事由を考慮した上での社債の公正市場価値に相当する金額(ただし、裏付けとなる及び/又は関連するヘッジ及び資金調達の見積り(本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするための株式オプションを含むが、これに限らない。)の解消に関する発行会社が負担する合理的な費用及び経費を十分に考慮して調整されるものとする。)の支払によって、償還する。

計算の拘束力

計算代理人の決定のために発表、表明、作成又は取得されたすべての証書、連絡、意見、決定、計算、見積り及び判定は、明らかな誤りがない限り、発行会社、財務代理人、その他の支払代理人及び本社債権者を拘束し、明らかな誤りがない限り、本要項に従った計算代理人の権限、義務又は裁量の行使について、計算代理人は本社債権者に対して責任を負わない。

免責

()日経平均株価

日経平均株価はスポンサーの知的財産である。「日経」「日経平均株価」及び「日経225」はスポンサーの商標である。スポンサーは、日経平均株価に関する著作権を含む一切の権利を保有する。

本社債はいかなる方法によってもスポンサーにより後援、推奨又は販売促進されるものではない。スポンサーは、日経平均株価及び/又は特定の日時における日経平均株価の水準を使用することにより生じる結果その他につき、明示又は黙示を問わずいかなる保証又は表明も行わない。日経平均株価は、専らスポンサーにより集計及び計算されるものである。しかしながら、スポンサーは日経平均株価における誤りについていかなる者に対しても(過失その他を問わず)責任を負わないものとし、また発行会社又は本社債権者に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。

さらに、スポンサーは日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正又は変更について保証はせず、日経平均株価の計算、発表及び開示を継続する義務はない。

発行会社、計算代理人、又はその他の支払代理人は日経平均株価又は承継指数の計算、維持又は発表に関して責任を負わない。

()S&P500

S&P500(本「() S&P500」において、以下「本指数」という。)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーの商品であり、発行会社による使用が許諾されている。スタンダード&プアーズ®及びS&P®は、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シー(以下「S&P」という。)の登録商標であり、ダウ・ジョーンズ®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー(以下「ダウ・ジョーンズ」という。)の登録商標であり、これらの商標は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーによる使用が許諾されている。スタンダード&プアーズ®、S&P®、S&P 500®及びスタンダード&プアーズ500TM は、S&Pの商標であり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー及びその関連会社による使用が許諾されており、また特定の目的のために発行会社による使用が再許諾されている。

本社債は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー、ダウ・ジョーンズ、S&P又はこれら各々の関連会社(以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」と総称する。)により後援、是認、販売又は宣伝されていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債権者又は公衆に対し、有価証券一般若しくは本社債への投資の適否について、又は、本指数が市場全体のパフォーマンスを追跡する能力について、明示的又は黙示的な表明又は保証を行っていない。本指数に関するS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの発行会社に対する唯一の関係は、本指数並びにS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの特定の商標、サービスマーク及び/又は商号のライセンス付与である。本指数は、発行会社又は本社債に関わりなく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス

により決定、構成及び計算が行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数の決定、構成又は計算に際し、発行会社又は本社債権者の要求を考慮する義務を負うものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の価格及び数量、発行の時期、若しくは本社債の販売の決定について、又は、本社債が償還される際の算式の決定若しくは計算について責任を負わず、またこれらに参加していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の管理、販売又は取引に関していかなる義務又は責任も負わない。本指数に基づく投資商品が正確に指数のパフォーマンスを追跡し又はプラスの投資リターンをもたらすとの保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは、投資顧問会社ではない。本指数にある有価証券が含まれていることは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが当該有価証券の購入、売却又は保有を推奨しているということではなく、また投資助言とみなされない。上記にかかわらず、CMEグループ・インク及びその関連会社は、現在発行会社による発行が予定されている本社債とは無関係であるが、本社債に類似し、これと競合する可能性のある金融商品を独自に発行及び/又は後援することができる。また、CMEグループ・インク及びその関連会社は、本指数のパフォーマンスに連動する金融商品を取引することができる。かかる取引活動は、本指数及び本社債の価格に影響を及ぼす可能性がある。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数若しくはこれに関連するデータ又は通信(本指数に関する口頭による通信又は書面による通信(電子的通信を含む。))を含むが、これらに限定されない。)の妥当性、正確性、適時性及び/又は完全性を保証していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数に関する誤り、不作為又は遅延について何らの損害又は責任も負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の目的又は利用のための市場商品性若しくは適性に関して、本指数の利用により発行会社、本社債権者又はその他の者若しくは機関が得る結果について、又は本指数に関連するデータに関して、明示的又は黙示的な保証を行わず、またかかる市場商品性若しくは適性、結果又はデータに関する一切の保証を明示的に否認する。上記を制限することなく、いかなる場合も、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、間接的、特別、付随的、懲罰的又は結果的損害(利益の喪失、取引損失、喪失時間又はのれんを含むが、これらに限定されない。)について、契約、不法行為、厳格責任その他によるかを問わず、かかる損害の可能性につき通知されていたとしても、責任を負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサー以外に、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス及び発行会社間の契約又は取決めについて第三者の権利者は存在しない。

参照指数の概略

()日経平均株価

(1) 日経平均株価の概略

別段の定めのない限り、日経225に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における株式会社日本経済新聞社(以下「日経新聞社」という。)の方針を反映するものである。かかる方針は日経新聞社により任意に変更されることがある。

日経225は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経225は、現在、東京証券取引所(以下「東証」という。)第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東証第一部に上場する株式銘柄は、東証で最も活発に取引が行われている。

日経新聞社は、日経225の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正又は変更しない保証はない。

日経225は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経225における各構成株式銘柄の加重値は当該発行会社の株式の時価総額ではなく1株当たりの株価に基づいている。)、その計算方法は、()各構成株式銘柄の1株当たりの株価を、当該構成株式銘柄に対応する加重関数で乗じ、()その積を合計し、()その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2016年10月25日現在26.062となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を日経新聞社の設定する構成株式銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成株式銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。各構成株式銘柄の現在のみなし額面価格は、その後発生する以下の調整に服するものとするが、2001年10月1日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額又はみなし額面価格に基づいている。日経225の計算に用いられる株価は、東証において報告されている株価である。日経225の値は、東証の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成株式銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成株式銘柄の追加、削除、入替え、株式分割又は株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経225の値が継続的に維持されるように、日経225を計算するための除数又は(場合により)関連ある構成株式銘柄の1株当たりのみなし額面価格は、日経225の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成株式銘柄に影響する各変更の結果、除数又は1株当たりのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に(新たな)加重関数を乗じたものの合計を(新たな)除数で除した値(すなわち、当該変更直後の日経225の値)がその変更の生じる直前の日経225の値に等しくなるよう修正される。

構成株式銘柄は、日経新聞社により除外又は追加される。構成株式銘柄は、日経新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東証第一部上場銘柄でなくなったものは、構成株式銘柄から除外される。

- () 倒産(会社更生法又は民事再生法の適用申請や会社清算など)による整理銘柄入り又は上場廃止
- () 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- () 債務超過などその他の理由による上場廃止又は整理銘柄入り
- () 東証第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いこと又は上場廃止申請に基づく審査対象となっていることを理由とした監理銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。構成株式銘柄からある株式を除外した場合には、日経新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に

満たない銘柄を対象として日経225を計算することがある。この間にあつては、銘柄又は銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

(2) 日経平均株価の過去の推移

下記の表は、2006年1月から2016年9月までの各月末の日経225の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2013年11月1日から2016年10月25日までの日経225の終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経225がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経225の過去の推移は日経225の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経225が下記のように変動したことによって、日経225及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

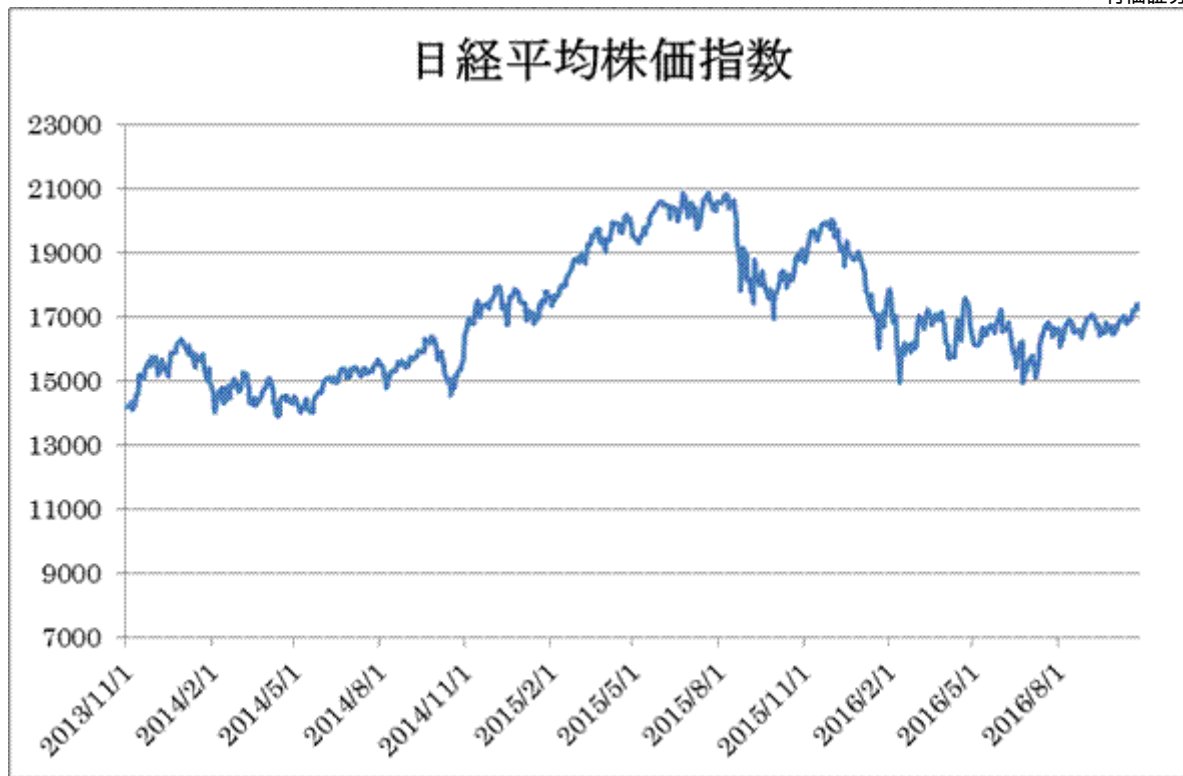
日経平均株価の月末の終値

(単位：円)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1月	16,649.82	17,383.42	13,592.47	7,994.05	10,198.04	10,237.92	8,802.51	11,138.66	14,914.53	17,674.39	17,518.30
2月	16,205.43	17,604.12	13,603.02	7,568.42	10,126.03	10,624.09	9,723.24	11,559.36	14,841.07	18,797.94	16,026.76
3月	17,059.66	17,287.65	12,525.54	8,109.53	11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67
4月	16,906.23	17,400.41	13,849.99	8,828.26	11,057.40	9,849.74	9,520.89	13,860.86	14,304.11	19,520.01	16,666.05
5月	15,467.33	17,875.75	14,338.54	9,522.50	9,768.70	9,693.73	8,542.73	13,774.54	14,632.38	20,563.15	17,234.98
6月	15,505.18	18,138.36	13,481.38	9,958.44	9,382.64	9,816.09	9,006.78	13,677.32	15,162.10	20,235.73	15,575.92
7月	15,456.81	17,248.89	13,376.81	10,356.83	9,537.30	9,833.03	8,695.06	13,668.32	15,620.77	20,585.24	16,569.27
8月	16,140.76	16,569.09	13,072.87	10,492.53	8,824.06	8,955.20	8,839.91	13,388.86	15,424.59	18,890.48	16,887.40
9月	16,127.58	16,785.69	11,259.86	10,133.23	9,369.35	8,700.29	8,870.16	14,455.80	16,173.52	17,388.15	16,449.84
10月	16,399.39	16,737.63	8,576.98	10,034.74	9,202.45	8,988.39	8,928.29	14,327.94	16,413.76	19,083.10	
11月	16,274.33	15,680.67	8,512.27	9,345.55	9,937.04	8,434.61	9,446.01	15,661.87	17,459.85	19,747.47	
12月	17,225.83	15,307.78	8,859.56	10,546.44	10,228.92	8,455.35	10,395.18	16,291.31	17,450.77	19,033.71	

2016年10月25日現在、日経平均株価の終値は、17,365.25円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー



出典：ブルームバーグ・エルピー

(3) 東京証券取引所(「東証」)

東証は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東証は双方向、継続かつ純粋なオークション・マーケットである。取引時間は現在、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分まで及び東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東証は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限及び下限を含む。原則として、東証に上場されている銘柄は、制限値幅を越えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して株式の需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高く又は低く設定することがある。東証は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合(例えば、当該株式に関する異常な取引)には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限又は取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に悪影響を及ぼすことがある。

() S&P500

(1) S&P500の概略

・指数について

S&P500はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会が管理している。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのエコノミストと株価指数アナリストで構成され、定期的開催されている。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会の目標は、S&P500が大型株のリスク・リターン特性をより広い範囲で継続的に反映し、米国株の代表指数であり続けることを保証することにある。また、指数構成銘柄の入れ替えを最低限に抑えつつ、効率的なポートフォリオ売買を確保するために、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会は指数構成銘柄の流動性を監視している。

・指数のメソッドロジー

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会は公表されている一連のガイドラインに従って株価指数を管理している。これらのガイドラインの詳細は、指数の追加・除外基準、方針、リサーチを含め、ウェブサイト(www.spindices.com)で公表されている。これらのガイドラインによって、投資家が指数を複製し、S&P500と同様のパフォーマンスを達成するために必要な透明性と公平性が保たれている。

・適格性基準

追加

時価総額 S&P500の対象となる銘柄は、修正前時価総額が53億ドル以上の銘柄を対象としている。指数に追加される可能性のある銘柄の時価総額は、過去の短期・中期的トレンド、およびそのセクターの短期・中期的トレンドが検討される。このような時価総額の範囲は市場状況との整合性を確保するために随時見直される。

流動性 十分な流動性と合理的な価格 浮動株調整後時価総額に対するドルベースでの年間売買代金の比率が1.00以上であること、評価日までの各半期における売買高が最低25万株あること。

本拠地 米国企業。指数に採用される米国企業には以下の特徴がある。

1. 10-Kアニュアルレポートを提出しており、証券取引委員会(SEC)が外国企業と見なしていないこと。
2. 米国における固定資産および売上が全体の大部分を占めていること。ただし50%を超えていなくてもよい。これらの要素が矛盾している場合は、米国の資産が大部分を占めているかによる。資産情報が不完全な場合は、米国の売上が大部分を占めているかによる。
3. 普通株式のプライマリー上場がニューヨーク証券取引所(アーカ取引所、アメックス取引所を含む)、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・セレクト・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケットであること。米国預託証券(ADR)は非適格。
4. 企業統治体制が米国の実務と整合していること。

基準2が満たされていない、もしくは不明瞭な場合でも、プライマリー上場、本社、設立が全て米国である企業、もしくは「便宜上の本拠地」(詳細はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス「S&P 米国株価指数メソドロジー」(2015年3月)を参照のこと。)を用いている企業を、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは指数上、米国企業と見なす可能性がある。

米国企業としない唯一の要因が、税務関連の理由で「便宜上の本拠地」ないし異なる場所で税務登録を行っていることである場合は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは通常その企業を米国企業と判断する。

本拠地の適格性の最終決定は米国の株価指数委員会によって下される。

浮動株 株式の最低50%が浮動株でなければならない。

セクター分類 該当する市場の時価総額の範囲で、指数内の各世界産業分類基準(GICS)セクターのウェイトと市場のセクター・ウェイトを比較することにより、セクター間のバランスの維持に役立っている。

財務健全性 連続4四半期にわたる公表ベースの利益合計が黒字であること、及び直近の四半期の利益が黒字であること。公表ベースの利益というのは一般会計原則(GAAP)ベースの純利益から非継続事業と特別項目を除いたものである。不動産投資信託(REIT)の財務健全性は公表された利益とFF0(Funds From Operations)の両方に基づく。FF0はREIT分析において一般的に用いられている指標である。

財務健全性のもう一つの指標は企業の負債比率であり、同じセクターの他の企業やビジネス・モデルに照らして、経営上、正当化できるものでなければならない。

IPOの扱い 新規公開株は6~12か月経過した後、指数への追加が検討される。

適格証券 適格証券に含まれるのは、ニューヨーク証券取引所（アーカ取引所、アメックス取引所を含む）、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・セレクト・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケットに上場する全ての米国普通株式。非適格証券に含まれるのは、ビジネス・ディベロップメント・カンパニー（BDC）、リミテッド・パートナーシップ、マスター・リミテッド・パートナーシップ、OTCブリティンボード株、クローズドエンド型投資信託、上場投資信託（ETF）、上場投資証券（ETN）、ロイヤルティ・トラスト、トラッキング・ストック、優先株と転換優先株、ユニット・トラスト、株式ワラント、転換社債、投資信託、ライツ・イシュー、米国預託証券（ADR）、米国預託株式（ADS）、MLP ITユニット。不動産投資信託は適格である。

除外

- ・吸収・合併もしくは大規模な再編に関わっていて、もはや採用基準を満たさなくなった企業
吸収・合併ないし他のコーポレート・アクションにより上場廃止になった企業は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが発表した時点で除外される。通常、取引最終日の終了時点もしくは公開買い付け終了時点である。取引停止になった構成銘柄は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量で取引再開まで指数に残される場合がある。ピンクシートないしブリティンボードに移行した企業の株式は除外される。指数は1日～5日の事前通告の上、変更される。
- ・追加基準の一項目以上を著しく逸脱した企業
S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、できれば指数構成銘柄の入れ替えは避けるべきだと考える。一時的に追加基準の一項目以上を逸脱しているように見える場合でも、追加基準は指数への追加銘柄のためのものであり、持続的な構成銘柄には適用されない。そのため、継続的な状況が指数変更の原因となるのでない限り、構成銘柄は追加基準を逸脱しているように見えても、指数から除外されない。企業が指数から除外される場合には、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは除外の根拠を説明する。
出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページより

(2) S&P500の過去の推移

下記の表は、2006年1月から2016年9月までの各月末のS&P500の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2013年11月1日から2016年10月25日までのS&P500の終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このS&P500の過去の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500が下記のように変動したことによって、S&P500及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

S&P500の月末の終値

(単位：ポイント)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1月	1,280.08	1,438.24	1,378.55	825.88	1,073.87	1,286.12	1,312.41	1,498.11	1,782.59	1,994.99	1,940.24
2月	1,280.66	1,406.82	1,330.63	735.09	1,104.49	1,327.22	1,365.68	1,514.68	1,859.45	2,104.50	1,932.23
3月	1,294.83	1,420.86	1,322.70	797.87	1,169.43	1,325.83	1,408.47	1,569.19	1,872.34	2,067.89	2,059.74
4月	1,310.61	1,482.37	1,385.59	872.81	1,186.69	1,363.61	1,397.91	1,597.57	1,883.95	2,085.51	2,065.30
5月	1,270.09	1,530.62	1,398.26	919.14	1,089.41	1,345.20	1,310.33	1,630.74	1,923.57	2,107.39	2,096.96
6月	1,270.20	1,503.35	1,280.00	919.32	1,030.71	1,320.64	1,362.16	1,606.28	1,960.23	2,063.11	2,098.86
7月	1,276.66	1,455.27	1,267.38	987.48	1,101.60	1,292.28	1,379.32	1,685.73	1,930.67	2,103.84	2,173.60
8月	1,303.82	1,473.99	1,282.83	1,020.62	1,049.33	1,218.89	1,406.58	1,632.97	2,003.37	1,972.18	2,170.95
9月	1,335.85	1,526.75	1,166.36	1,057.08	1,141.20	1,131.42	1,440.67	1,681.55	1,972.29	1,920.03	2,168.27

10月	1,377.94	1,549.38	968.75	1,036.19	1,183.26	1,253.30	1,412.16	1,756.54	2,018.05	2,079.36	
11月	1,400.63	1,481.14	896.24	1,095.63	1,180.55	1,246.96	1,416.18	1,805.81	2,067.56	2,080.41	
12月	1,418.30	1,468.36	903.25	1,115.10	1,257.64	1,257.60	1,426.19	1,848.36	2,058.90	2,063.36	

2016年10月25日現在、S&P500の終値は、2,143.16ポイントであった。

出典：ブルームバーグ・エルピー



出典：ブルームバーグ・エルピー

5. 支払

5.1. 無記名式社債券

本社債に関する支払は、大券が米国外の支払代理人の指定事務所において呈示及び裏書された場合に、又は今後追加の支払が行われない場合は大券が引き渡されたときに、日本円の主要な金融センターに所在する銀行に開設された円建口座への振り込みにより行われる。

5.2. 債務の支払

大券の所有者のみが当該大券に表章される社債に関する支払を受領することができ、発行会社は当該大券の所有者に対して又は所有者の指示による支払を行うことによって、支払った金額について当該大券に関して免責される。該当する決済システムの記録に特定の大券が表章する社債の額面金額についての所有者として表示された各人は、当該支払についての持分に関し当該決済システムに対してのみ追求できる。大券の所有者以外の者は、当該大券に対して支払われるべき金額について発行会社に対して請求権を有さない。

5.3. 支払に対する法の適用

すべての支払は、いかなる場合においても、適用ある会計法並びにその他の法令及び指令の対象となる。

5.4. 代理人の任命

諸代理人は発行会社のみ代理人として行動し、発行会社又は諸代理人は本社債権者の代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けるものではない。発行会社はいつでも代理人の任命を変更又は終了し、追加又は代替りの代理人を任命することができるが、発行会社は常に財務代理人を維持しなければならない。当該変更又は指定事務所の変更については、遅滞なく本社債権者に通知する。

5.5. 商業銀行取引日以外の日

本社債についての支払日が商業銀行取引日ではない場合、所有者は翌商業銀行取引日まで支払を受けることはできず、延期された支払について利息その他の金額を受領することもできない。本項に限り「商業銀行取引日」とは、東京、ニューヨーク及びロンドンにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、かつ商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日をいい、呈示が必要な場合は、当該呈示の場所において、商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日を意味する。なお、満期償還日及び利払日については、上記「第2 売出要項 - 1 売出有価証券」及び本要項第3.1項に記載した各支払日に関する調整に服する。

6. 時効

発行会社に対する、本社債に係る支払に関する請求は、それらについての関連日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に大券の呈示がない限り、時効消滅し、無効となる。「関連日」とは、あらゆる支払について、(a) 当該支払の期限が最初に到来し、支払義務が発生した日、又は(b) 当該日までに財務代理人によって全額の支払が受領されていない場合、当該金額の全額が受領された日で、本要項第10項の規定に従って本社債権者に対してその旨の通知が行われた日を意味する。

7. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（「債務不履行事由」という。）が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人に対してその指定事務所宛てに書面で通知することにより、当該本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、それにより、当該本社債は、予定外早期償還額にて償還されるべきものとなる。ただし、財務代理人が当該通知を受領する前にすべての債務不履行事由が解消している場合にはこの限りではない。

- (a) 発行会社が本社債についての未払金を支払期日から30日以内に支払わない場合。

- (b) 発行会社が(i)支払不能若しくは破産の状態にある場合若しくは債務の返済が不可能な状態にある場合(法律上若しくは裁判所によってそのようにみなされている場合を含む。)、(ii)債務の全部若しくは重要な一部(若しくは特定の種類の債務)について支払を停止若しくは中止し、若しくは停止若しくは中止する虞がある場合、(iii)適用ある破産、清算、債務超過、債務免除、公的管理、若しくは倒産法に基づく発行会社自身に関する手続を開始し若しくはその対象となった場合、(iv)当該負債に関して関連する債権者との間で若しくはそれらの債権者のために執行の停止、一括譲渡、和議若しくは債務免除を提案し若しくは行った場合、又は(v)発行会社の債務の全部若しくは一部(若しくは特定の種類)に関する若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予の合意若しくは宣言があった場合。

本第7項に定める償還期限が到来した本社債について支払われるべき金額は、かかる本社債の償還期限において予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

8. 課税

本社債への投資を予定している投資家は、本社債に投資するリスク(スイスにおける課税に関するリスクを含む。)及び各自の状況に照らした当該投資の適切性について、財務顧問及び/又は税務顧問に相談する必要がある。

8.1. スイスにおける課税

スイス源泉徴収税

現行のスイス税法及びスイス連邦税務局の現在の慣行に従い、スイス国外で行われる発行会社による本社債に関する支払、及び本社債の元本の返済は、発行会社がスイス国外の資金を使用することを条件に、スイス源泉徴収税の課税対象とはならない。

スイス付加価値税(以下「VAT」という。)

本社債の発行、譲渡(売買によるもの)、行使若しくは償還、又はそれらによる収益は、通常、スイスVATの課税対象ではない。ただし、これに対し、各々の購入に係るVATは回収不能である。

スイス連邦証券発行印紙税及びスイス連邦証券取引印紙税

現行のスイス税法及びスイス連邦税務局の現在の慣行に従い、本社債の発行は、スイス連邦証券発行印紙税及びスイス連邦証券取引印紙税の課税対象ではない。スイス連邦証券取引印紙税は、スイス税法上、その特有の性質により社債、株式又はファンドの類似商品として扱われる本社債に課される。かかる場合、スイス連邦印紙税法(Stempelabgabengesetz)第13条第3項に定義される国内証券業者(Effektenhändler)が取引当事者であるか、又は取引の仲介業者として行為する場合には、流通市場における本社債の取引対価に対して税率0.3%を上限とするスイス連邦証券取引印紙税が課せられる。これは、スイス国外又はリヒテンシュタイン公国外で発行されていない(以下「国内発行」という。)ファンド類似商品が発行市場で取引される場合にも同様に適用される。本社債の行使又は償還に際して本社債権者に対して原有価証券が交付された場合、原有価証券の譲渡につき、国内発行の場合には0.15%を上限とし、またその他の発行の場合には0.3%を上限とするスイス連邦証券取引印紙税がそれぞれ課される可能性がある。ただし、いずれの場合も、スイスの証券業者が取引の当事者であるか、又は取引の仲介業者として行為することを条件とする。とりわけ投資信託、スイス国外の上場会社及びそのスイス国外の子会社、スイス国外の生命保険会社並びにスイス国外の社会保障団体等の機関投資家には、一部免除が適用される場合がある。

税法上のスイス非居住者である投資家に対する所得税

現行のスイス税法上、スイス非居住者であり、当該課税年度中にスイス国内の恒久的施設を通じて行われている取引又は事業に従事しておらず、かつその他の理由によりスイスの所得税の課税対象外である本社債権者に対する本社債の利息の支払及び本社債の元本の返済には、スイスにおける連邦、州又は地方の所得税を課されることはない。また税法上、スイス居住者ではない投資家は、当該課税年度中に本社債の売却又は償還により実現される利益についても、スイスにおける連邦、州又は地方の所得税を課されることはない。

税法上のスイス居住者である個人が私有財産として保有する本社債に対する所得税

本社債を私有財産の一部として保有する個人が売却その他の処分により実現した損益(プライベート・キャピタルゲイン)は、原則として、所得税の課税対象ではなく、また課税所得の控除対象でもない。これは、スイス税法上、一部債務、一部オプションで構成される透明性を有するストラクチャード商品として取り扱われる、本社債権者が収受するオプション・プレミアムにも同様に適用される。

ただし、本社債又は区別可能なその一部が社債に該当し、年利回りの大部分が一括払い(überwiegende Einmalverzinsung)で支払われる場合には、キャピタルゲインに所得税が課される可能性がある。かかる社債から生じる損失は、同一の課税年度中に類似商品により認識された利益から控除できる。

本社債から生じる所得のうち、上記のプライベート・キャピタルゲイン、払込金(株式類似商品の場合には額面金額)の返済又はオプション・プレミアム以外のものは、原則として課税対象となる。これはとりわけ、発行割引、返済プレミアム、その他の保証支払金(資本返済又はオプション・プレミアムを除く。)のいずれか又はこれらの組み合わせに適用される。本社債権者は、原有価証券の配当、利息その他を理由に受領する金銭又は債権について所得税が課される場合がある。これは原ファンドから生じる金銭又は債権にも同様に適用される可能性がある。

税法上のスイス居住者である個人又は事業体が事業資産として保有する本社債に対する所得税

スイス課税対象である個人(頻繁な取引、負債金融又はその他の類似の基準に基づくみなし証券業者を含む。いわゆるWertschriftenhändler)又は事業体の事業資産の一部である本社債に係る、事業目的上の実現損益は、それぞれ当該個人又は事業体の課税所得の一部として含まれるか、又は課税所得から控除される。

EU貯蓄所得税

貯蓄所得の課税に関する欧州連合指令、スイスの協定: 欧州連合(以下「EU」という。)は、利払による貯蓄所得の課税に関する指令(2003年6月3日付欧州指令2003/48/EC)(以下「本指令」という。)を採択した。本指令の下では、加盟国は、その他の加盟国の税務当局に対し、ある者から別の加盟国内の個人に対して支払われた利息その他の類似の収益の詳細を提供することが義務付けられる。ただし、オーストリアの場合は、これに代えて、移行期間(又は同国が別途定める期間)の間源泉徴収税が課される。スイスを含む多くの第三国及び法域では、本指令と類似の措置を取った。2004年10月26日、欧州共同体及びスイスは、貯蓄所得の課税に関する協定を締結し、同協定に従ってスイスは、本指令と同等の措置を取った。

本協定に基づき、スイスは、支払代理人からEU加盟国内の居住者である個人に対するスイス国内における利払及びその他の類似の収益の支払に対し、源泉徴収税を導入した。現在の源泉徴収税率は35%であり、当該個人は、かかる源泉徴収に代えて、支払代理人に対し、当該EU加盟国の税務当局に支払の詳細を開示する権限を付与することを選択できる。利払の受益権者は、一定の条件を満たす場合、居住国内において源泉徴収税(もしあれば)の税額控除又は還付を受けることができる。

2015年5月27日、EU及びスイスは、プロトコルに調印し、既存のEU貯蓄課税協定を、世界基準に基づく金融口座情報の自動交換に関する協定へと改正とした。既存のEU及びスイス間の貯蓄課税協定は、2016年12月31日まで運用される。2017年1月1日以降、EU及びスイス(その他の国を含む。)の金融機関は、報告対象者(すなわちスイスの場合にはEU加盟国の居住者でもある者をいう。)に該当する顧客を特定するため、金融口座情報の自動交換に関する新たな協定で企図されるデュー・ディリジェンス手続を開始する。2018年までに、政府当局同士で金融情報を報告する予定である。

外国の最終源泉徴収税

スイス連邦参事会は、英国及びオーストリアとの間で、とりわけ最終源泉徴収税について定めた条約に調印した。条約は2013年1月1日に発効した。条約に基づき、スイスの支払代理人は、とりわけスイスの支払代理人の勘定下にある資産又は同支払代理人に預託される資産(場合によりストラクチャード・ノート及び株式を含む。)から派生するキャピタルゲイン、利息及び配当を含む一定の所得項目について最終源泉徴収税を徴収する義務を負う。最終源泉徴収税は、かかるキャピタルゲイン及び所得項目について締約国の個人居住者が支払うべき通常所得税に代わるものである。最終源泉徴収に代えて、個人は、かかるキャピタルゲイン及び所得項目に関して各自の居住国の税務当局に対し自主的な情報開示を行うことを選択できる。

2017年1月1日以降、スイス(その他の国を含む。)の金融機関は、報告対象者(すなわちスイスの場合には英国及びオーストリアの居住者でもある者をいう。)に該当する顧客を特定するため、金融口座情報の自動交換に関する新たな協定で企図されるデュー・ディリジェンス手続を開始する。スイス及び英国又はオーストリア間でそれぞれ調印した最終源泉徴収税に関する条約は、2016年中に双方とも終了し、スイスの支払代理人は2017年までに最終源泉徴収税制度を適用する必要はなくなる見込みである。

8.2. 日本における課税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本の税法」という。)上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の利息は、一般的に課税対象の利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%(15%の国税と5%の地方税)の源泉所得税が課される(租税特別措置法第3条の3、地方税法71条の5及び6)(2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)、内国法人に対する支払については、15.315%の国税のみ)。さらに、日本国の居住者である個人は、確定申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%(15%の国税と5%の地方税)(2037年12月31日までの期間については、20.315%(15.315%の国税と5%の地方税))の税率が適用される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益又は償還差益は、20%(15%の国税と5%の地方税)(2037年12月31日までの期間については、20.315%(15.315%の国税と5%の地方税))の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じ

る所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

- (iv) 日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、原則として日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

8.3. 米国における課税

代替配当金及び配当同等支払金

米国内国歳入法(以下「歳入法」という。)及び同法に基づく規則の規定では、「配当同等」支払金を米国源泉配当金として扱っている。適用ある米国との租税条約によって減額されない限り、かかる支払金には原則として米国の源泉徴収税が課される。歳入法上、「配当同等」支払金は、有価証券貸借取引又は買戻条件付取引(レポ取引)に従って行われる代替配当金の支払であって、(直接又は間接的に)米国源泉配当金の支払を条件としている又はこれを参照して決定されるもの、「指定想定元本契約」(以下「指定NPC」という。)に従って行われる支払であって、(直接又は間接的に)米国源泉配当金の支払を条件としている又はこれを参照して決定されるもの、並びに、米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)が前記及びに記載の支払に実質的に類似するものと決定するその他の支払と定義される。

最終規則では、配当同等物とは、有価証券貸借取引又は買戻条件付取引による原有価証券の配当金、指定NPCによる原有価証券の配当金、指定エクイティ・リンク商品(以下「指定ELI」という。)による原有価証券の配当金、及びその他実質的に類似する支払金の支払を参照する支払であると規定されている。原有価証券とは、ある事業体に対する持分を有しており、米国財務省規則第1.861-3条によりかかる持分に関する支払が米国源泉配当金を生じる可能性がある場合において、かかる持分をいう。「NPC」とは、米国財務省規則第1.446-3条(c)に定義される想定元本契約をいう。エクイティ・リンク商品(以下「ELI」という。)とは、一つ又は複数の銘柄の原有価証券の価値を参照する(有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引又はNPC以外の)金融商品であり、これには先物契約、先渡契約、オプション、債務証券又はその他の契約による取決めが含まれる。「第871条(m)取引」とは、有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引、指定NPC又は指定ELIをいう。

規則では、2017年1月1日より前に行われる支払について、NPCが以下の(a)ないし(d)のいずれかの条件に該当する場合に、指定NPCに該当するものと規定されている。(a) 契約の締結に関連して、契約のロング当事者がショート当事者に対して原有価証券を譲渡する場合、(b) 契約の終了に関連して、契約のショート当事者がロング当事者に対して原有価証券を譲渡する場合、(c) 原有価証券が、確立された証券市場で容易に取引できるものではない場合、又は(d) 契約の締結に関連して、契約のショート当事者がロング当事者に対して原有価証券を担保として差し入れる場合。前記規則により指定NPCとして取り扱われるNPCは、2017年1月1日以降も指定NPCとして取り扱われる。2017年1月1日以降に発行された取引に関して2017年1月1日以降に行われる支払については、(a) NPC又はELIが発行された時点において原有価証券に関するデルタが0.8以上であった「単純」NPC又は「単純」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとし、また(b) 発行時点において原有価証券に関する実質的同等性テストにより適格とされた「複雑」NPC又は「複雑」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとする。

「単純」NPC又は「単純」ELIとは、NPC又はELIのうち、各原有価証券に関して、満期日、行使日又はその他の支払決定日における支払額又は受領額はすべて、当該原有価証券の適切な単一かつ固定の証券数を参照して計算され(ただし、かかる証券数は、契約発行時に確定できる。)、かつ 契約には、単一の満期日又は行使日が定められており、かかる満期日又は行使日に支払われるすべての金額(前払金又は定期支払金を除く。)は、当該原有価証券に関して計算することが求められるものをいう。保有者が所定の契約満了日以前であればいつでも行使可能な場合であっても、契約に単一の行使日が定められていると言える。NPC又はELIのうち、支払額若しくは受領額が断続的に増額若しくは減額される旨の条件(デジタル・オプション等)又は満期を前倒し若しくは延長する旨の条件が含まれるものは、単純ELI又は単純NPCには該当しない。「複雑」NPC又は「複雑」ELIとは、それぞれ単純NPC又は単純ELIに該当しないあらゆるNPC又はELIを、それぞれいう。デルタとは、原有価証券数の公正市場価値の小さな変動に対する、当該契約の公正市場価値の変動の割合をいう。

暫定規則では、実質的同等性テストにより、複雑契約が参照する原有価証券の価格が仮に1標準偏差増加又は減少した場合における複雑契約の価値の変動を測定し、当該価値変動を、当該複雑契約をヘッジするために保有する株式持分について株価が1標準偏差増加又は減少した場合の価値変動と比較する。(a)複雑契約の価値の変動と(b)そのヘッジ価値の変動との間の比例的差異が、同一証券数に関する「基準単純契約」の価値の変動と そのヘッジ価値の変動との間の比例的差異以下である場合、当該複雑契約は、原有価証券と実質的に同等であり、これに関する配当同等支払金は、源泉徴収の対象となる。「基準単純契約」とは、対象となる複雑契約と酷似している単純契約であり、当該複雑契約の発行時点でデルタが0.8であり、当該複雑契約により参照される適切な原有価証券を参照し、かかる原有価証券について当該複雑契約と同一の満期日であるものをいう。

NPC又はELIが単一銘柄の原有価証券に対する複数の参照を含む場合には、当該原有価証券に関するデルタを決定する際、当該原有価証券に対するすべての参照が考慮される。NPC又はELIが複数銘柄の原有価証券又はその他の資産を参照する場合には、各原有価証券に関するデルタは、その他の原有価証券又は資産を考慮せずに決定されなければならない。規則では、一定の基準を満たす適格指数について例外を設けている。また、規則では、原有価証券に関する配当金を明示的又は黙示的に参照しているかにかかわらず、支払金には配当同等支払金が含まれるものと規定されている。

2017年1月1日以降に発行された又は発行されたとみなされる有価証券(原指数のリバランス又は原バスケットの修正により2017年1月1日以降に発行されたとみなされるものを含む。)については、2017年1月1日以降に行われた支払の源泉徴収は、実際の配当金に基づくか、又は有価証券の発行日について書面による記載がある場合は、当該有価証券の価格決定に使用された配当見積額に基づき行われることとなる。実際の配当金について調整が行われた場合には、(配当見積額に加え)調整支払金が一証券当たりの配当額に追加される。取引が第871条(m)取引に該当する場合には、各配当同等物の金額に関する情報、行われる可能性のある第871条(m)取引のデルタ、源泉徴収及び預託された税額、配当見積額その他規則を適用するために必要な情報を、関連する発行条件書に添付するか、又はクレディ・スイスのウェブサイト上に掲載する。適用ある効力発生日に従って、クレディ・スイス・エイ・ジーは、配当と実質的に同等な第871条(m)取引に関する支払又はみなし支払(適切である場合、購入価格の支払を含む。)の全部又は一部を配当同等物として取り扱う。配当同等物には、適用ある租税条約によって減額されない限り、また適切に作成されたIRSのフォームW-8(又はその他の必要書類)が提出されない限り、米国の源泉徴収税が課される。また、支払代理人又はその他の仲介業者は、クレディ・スイス・エイ・ジーがある本社債に関する支払又はみなし支払(適切である場合、購入価格の支払を含む。)の全部又は一部を配当同等物として取り扱わない場合でも、かかる支払を配当同等物として取り扱う場合がある。その場合、支払代理人又は仲介業者は、源泉徴収税が適用ある租税条約によって減額されない限り、また支払代理人又は仲介業者が条約上の恩恵を受けるための適切な書類を受領しない限り、かかる支払について源泉徴収を行う場合がある。一連の支払についていずれかの時点で源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは、源泉徴収される金額に関して追加額を支払う義務を負わない。取引は組み合わされて第871条(m)取引として扱われ

る場合があり、その場合、クレディ・スイス・エイ・ジーが配当同等物について源泉徴収を行うか否かにかかわらず、投資家が責任を負うこととなる。これらの最終規則及び暫定規則は、非常に複雑なものとなっている。したがって、非米国人の本社債権者は、これらの最終規則及び暫定規則が米国連邦所得税に関連して自らに及ぼす影響、及び本社債に関する支払又はみなし支払が配当同等支払金に該当するか否かについて、各自の税務顧問に相談するべきである。

外国事業体を通じて保有される本社債

一般的に「FATCA」と称される米国追加雇用対策法の特定の条項及びかかる条項に基づく規則に基づき、「外国金融機関」（同規則又は適用ある政府間協定に定義される。）（及び同機関が50%を超える持分を有する関係会社）に対して行われる「源泉徴収可能な支払」及び一定の「パススルー支払」に対しては、支払を受領する外国金融機関が当該機関（又は当該機関の関係会社）に口座を有するあらゆる米国人の身元を開示すること及びかかる米国人口座について年に一度、一定の情報を報告すること等に同意しない限り、30%の源泉徴収税が課される。「源泉徴収可能な支払」には、一般に、(1)米国を源泉とする、固定的又は確定可能な年次の又は定期的な利得、利益及び所得（以下「FDAP」という。）の支払、並びに(2)米国源泉の利息又は配当を生じる可能性のあるあらゆる資産の売却によるグロス収益が含まれる。また「パススルー支払」とは、あらゆる源泉徴収可能な支払及び外国パススルー支払をいう。かかる支払に対して30%の源泉徴収税が課されるのを回避するため、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の外国金融機関は、IRSに対して本社債権者に関する情報を報告することを義務付けられる場合がある。また、クレディ・スイス・エイ・ジーは、保有者が 関連する情報を提供しない場合、 情報報告義務の遵守に同意していない外国金融機関である場合、又は かかる不適合外国金融機関を通じて直接又は間接に本社債を保有している場合、本社債に基づく支払の一部に対して源泉徴収を行うことを義務付けられる場合がある。FATCAは、実質的米国保有者の氏名、住所及び納税者識別番号を開示しない（又は実質的米国保有者を顧客に持たない旨を証明しない）一定の外国事業体に対して源泉徴収可能な支払を行う源泉徴収代理人に、30%の税率で源泉徴収を行うことを義務づけている。本社債に関する支払が米国内の源泉から発生したものと決定された場合には、これらに関して、クレディ・スイス・エイ・ジーは当該支払を源泉徴収可能な支払として取り扱う。また、支払代理人又はその他の仲介業者が本社債に関する支払金を米国源泉のものとして取り扱う可能性があるため、クレディ・スイス・エイ・ジーがFATCAに基づく源泉徴収の対象であると判断しない場合であっても、現在かかる源泉徴収の対象となっている場合がある。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

FATCAに基づく源泉徴収は、支払の受益者が米国人であるか否か又はその他の点で適用ある米国との租税条約により若しくは米国の国内法により源泉徴収税の賦課を免除される資格を有するかにかかわらず、すべての源泉徴収可能な支払及び一定のパススルー支払に適用される。外国金融機関が支払の受益者である場合を除いて、かかる源泉徴収は、FDAPの支払について源泉徴収されるその他の税金に適用されるのと同様の手続及び制限に従って還付又は控除の対象となるが、支払の受益者が、当該受益者が米国保有外国事業体であるか否かを決定するため、またかかる事業体の実質的米国保有者の身元を決定するために必要であるとIRSが判断する情報を提出することが条件となる。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

上記規則及びIRS通達2015-66号に従って、また下記の例外規定が適用されるものの、FATCAに基づく源泉徴収は一般に、 源泉徴収可能な支払（上記の種類グロス収益及び当該規則に定義される「既存の債務」に関して行われる一定の支払を除く。）、 2018年12月31日後に行われる売却又は処分についての上記の種類グロス収益の支払、及び 2018年12月31日又は「外国パススルー支払」を定義した最終規則が公表された日のうちいずれか遅い方の日付後に行われる外国パススルー支払に対して適用される。前記にかかわらず、上記のFATCAの規定は、次のものには一般に適用されない。(a)2014年7月1日時点で未払の（米国課税上、エクイティとして取り

扱われる商品又は満期若しくは期間の定めがない商品以外の)債務(以下「適用除外債務」という。)、(b)歳入法第871条(m)及び同法に基づく規則に従って配当同等物を生じるものとして取り扱われることのみを理由に源泉徴収可能な支払を発生させる債務のうち、その種類の債務が最初に配当同等物を生じるものとして取り扱われた日付から6ヶ月が経過した日より前のいずれかの時点で未払である債務、並びに(c)一つ又は複数の適用除外債務を保証する担保に関して支払を行うことを担保権者に要求する合意(担保自体は適用除外債務ではない場合も含む。)。したがって、投資家が外国金融機関又は外国事業体を通じて本社債を保有する場合、支払の一部に対して30%の源泉徴収税が課される場合がある。

米国連邦遺産税の取り扱い

個人が死亡時に本社債を保有していた場合、当該本社債に対して米国連邦遺産税が課される場合がある。米国外に居住していた保有者の総遺産には、米国内の財産のみが含まれる。保有者は、死亡時に本社債を保有していた場合の米国連邦遺産税の帰結について、各自の税務顧問に相談するべきである。

バックアップ源泉徴収及び情報報告

本社債権者は、正確な納税者識別番号を提供しない場合、米国人本社債権者でないことを立証する所定の証明手続に従わず、若しくはその他の適用ある免除資格の証明を行わない場合、又はその他のバックアップ源泉徴収ルールの適用要件を満たさない場合には、当該保有者に対する一定額の支払に関してバックアップ源泉徴収を課される場合がある。バックアップ源泉徴収は、付加税ではない。バックアップ源泉徴収ルールに基づく源泉徴収額については、米国連邦所得税債務からの控除を請求することができ、債務を超過する額については、必要情報を適時にIRSに対して提供した場合、還付を受けることができる。本社債権者は、自身に支払われた特定の金額に関してIRSへ情報を報告する義務を負う場合もある。ただし、(1)適切に作成されたIRSのフォームW-8(又はその他の適格書類)を提出した場合、又は(2)その他適用除外を受けるための根拠を提示した場合を除く。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

9. 追加の発行

発行会社は、本社債権者の承諾を得ることなく、本社債と同条件(最初の利息及びプレミアムの支払金額及び支払日並びに発行価格を除く。)で本社債を随時追加設定し、発行することができ(疑義を避けるために付言すると、本要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日を指す。)、これを本社債と統合し、1つのシリーズを構成することができる。本要項における「本社債」もこれに従って解釈される。

10. 通知

決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている本社債権者に対する通知は、決済システムに対して当該通知を交付し、決済システムから権利を有する口座所有者に対して交付することによって、又は当該通知に関連する大券の所有者に対して交付することによって行う。本社債権者に対する通知は、発行会社が決定する一般に刊行されている主要紙における公告によっても行うことができる。当該通知は、交付された日の次の平日に行われたものとみなされ、当該通知が公告される場合には公告日に行われたものとみなされ、複数の日又は異なる日に公告された場合には最初に公告された日に行われたものとみなされる。

本社債権者による通知は(本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているものではない場合)書面によるものとし、諸代理人に提出することにより行われる。本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている場合、当該通知は本社債権者によって関連決済システムを通じて、

関連決済システムが当該目的のために認められた方法で行うものとし、決済システムによる本社債権者が本社債を所有している旨の確認書も添える。

本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているが、当該決済システムが決済システムを通じての通知の送付を認めていない場合、関連する本社債権者は諸代理人に対して書面を提出することによって、かかる通知を行うことができるが、本社債権者が決済システムより当該本社債権者が本社債を所有している旨の、発行会社が満足する証明を取得し、これを発行会社に提供することが条件となる。

11. 社債権者集会

代理契約には、特別決議による本要項の変更の承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。特別決議を審議するための社債権者集会の定足数は、本社債の過半数(当該時点において本社債の未償還額面総額を基準として)を保有又は代表する2名以上の者とする。延会についての定足数は、保有又は代表される本社債の額面金額にかかわらず、本社債権者であり又は本社債権者を代表する2名以上の者とする。ただし、当該集会の議事に(とりわけ)下記(a)ないし(g)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において本社債の未償還額面総額の75%以上(又は延会の場合は25%以上)を保有又は代表する2名以上の者とする。(a)本社債に関する支払日を変更すること、(b)本社債の額面金額若しくは本社債の償還において支払われ若しくは交付されるその他の金額を減額若しくは消却すること、(c)本社債に関する利率を引き下げることに、(d)本社債について支払われ若しくは交付される金額の算定方法若しくは計算基準を変更すること、(e)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、(f)特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を得た上でのみ行うことのできる手続を行うこと、又は(g)社債権者集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定を変更すること。適式に可決された特別決議は各社債権者を拘束する(当該決議が可決された集会における当該社債権者の出欠席を問わない。)。

代理契約には、本社債の未償還額面総額の90%以上を保有する所有者により、又はかかる所有者に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は1つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

「特別決議」とは、代理契約に従い適式に招集及び開催された集会において、投じられた票の75%以上の多数により可決された決議をいう。

12. 変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、(a)曖昧性を無くすため、若しくは本要項に含まれる規定を発行会社が必要若しくは望ましいと考える方法で訂正若しくは補足するため(ただし、かかる変更が、発行会社の判断において本社債権者の利益を損なわないものであることを条件とする。)、又は(b)明白な誤りを訂正するために、本要項の規定を変更することができる。かかる変更があった場合、本要項第10項に従ってその旨が本社債権者に通知される。

13. 計算及び決定

当初の支払代理人、財務代理人及び計算代理人の名称及び指定事務所は以下のとおりである。

支払代理人：	ロンドン支店を通じて行為する ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン ロンドンE14 5AL カナダ・スクエア 1
財務代理人：	ロンドン支店を通じて行為する ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン ロンドンE14 5AL カナダ・スクエア 1
計算代理人：	クレディ・スイス・インターナショナル ロンドンE14 4QJ カボット・スクエア 1

本要項における発行会社及び計算代理人によるすべての計算及び決定は、該当する本要項の規定に従って行い、それぞれの場合、当該要項に定められた基準（もしあれば）に従い、また（該当する場合には）発行会社又は計算代理人の計算又は決定の責任者である従業員又は役員に提供された又はこれらの者が取得した情報に基づいて行われる。

本要項に基づきその裁量による決定を行う際、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、適当と考える要因（いずれかの時点で本社債に関して発行会社（及び/又はその関係会社）が締結したヘッジのための取決めに重大な影響を及ぼすと自らが判断する状況又は事由を含むが、これらに限らない。）を考慮に入れることができる。本要項に規定されている場合、発行会社又は計算代理人は、公式のものであるか予想によるかを問わず、本要項に定められた情報、価格ソース又は要因を用いて支払われるべき金額を計算する。ただし、発行会社又は計算代理人が必要な情報を取得できないか、定められた価格ソース又は要因を利用することができない場合、合理的な努力を尽くした上で、またかかる計算に関して本要項に定められたすべての代替策に関する規定を適用した上で、発行会社又は計算代理人は、（合理的に考えてかかる予想が必要であると判断した場合）かかる計算を行う際に、当該情報、価格ソース又は要因について（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて）予想を用いることを認められる。

発行会社又は計算代理人による、本要項に基づく権限の範囲におけるすべての計算、決定及び裁量の行使（該当するものとして本要項に既に記載されているか否かは問わない。）は、誠意をもって、商業的に合理的な方法で行われるものとし、（それに伴い適用される規制上の義務がある場合には）適用される規制上の義務に従って、当該計算、決定及び裁量の行使により公正な取扱いが行われるかということに配慮した上で行われるものとする。

本要項に基づく発行会社又は計算代理人によるすべての計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ決定的なものであり、本社債権者を拘束する。

発行会社及び計算代理人は、本社債権者のために又は本社債権者について、代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けない。本要項は、金融行動監視機構が認める者に適用される規制の枠組みに基づく責務又は責任を除外又は制限するものではない。

14. 発行会社の代替

発行会社又は発行会社を以前に代替した会社は、以下の(a)ないし(c)のすべての条件に従う限り、本社債権者の承諾を得ることなく、いつでも、発行会社の関係会社、新設合併若しくは吸収合併の相手方の会社、又はその財

産の全部若しくは実質的に全部を売却、貸与、譲渡若しくは移転する相手方の会社(以下「代替会社」と総称する。)に、本社債に基づく主債務者として自らを代替させることができる。

- (a) 代替会社が発行会社の関係会社である場合、代替会社は、発行会社がムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから取得した格付以上の無担保長期債格付(若しくは世界的に認められた別の格付機関からの同等の格付)を取得した者であること、又は当該格付を有する発行会社若しくは発行会社の別の関係会社から保証を受けていること。
- (b) 本社債が代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するため、履践、充足及び完了すべきすべての手続、条件及び事項(必要な承諾を得ることを含む。)が履践、充足及び完了されており、完全な効力を有していること。
- (c) 発行会社が本社債権者に対し、本要項第10項に従って30日前までにかかる代替の日付に関する通知を行っていること。

発行会社の代替があった場合、本要項における「発行会社」への言及は、代替以降、代替会社に対する言及と解釈される。

以上に関して、「関係会社」とは、発行会社が直接又は間接に支配している会社、発行会社を直接又は間接に支配している会社、及び発行会社と共通の支配下にある会社をいう。

また、発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知することにより、本社債のための行為を行う事務所を変更する権利を有するものとする。当該変更の日は当該通知において指定するものとし、当該通知を行うまでは当該変更を行うことはできないものとする。

15. 第三者

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づき、本要項を執行する権利を有さない。

16. 準拠法及び管轄

本社債及び本社債に起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、本社債に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその管轄権を有し、それらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続(以下、総称して「法的手続」という。)はかかる裁判所に提起されることに取消不能の形で同意する。

発行会社は、現在又は今後法的手続を英国の裁判所で行うことについて異議を申し立てること、及び不便な裁判地において法的手続が提起された旨の主張を行うことを取消不能の形で無条件に放棄し、これらを行わないことに同意し、英国の裁判所に提起された法的手続の判決が最終的なものであり、発行会社及び関連する支店を拘束し、他の法域における裁判所において強制力を有することに取消不能の形で無条件に同意する。本第16項は、発行会社及び関連する支店に対して他の正当な管轄権を有する裁判所において法的手続を提起する権利を制限するものではなく、1箇所以上の法域における法的手続の提起は、(同時か否かを問わず)他の法域における法的手続の提起を排除するものではない。

発行会社は、発行会社に対する法的手続に関して、同社のロンドン支店を英国における送達代理人に任命する。

17. 定義

「影響参照指数」とは、 障害日の影響を受ける参照指数をいう。

「営業日」とは、 土曜日及び日曜日を除く日のうち、(a)ロンドン、ニューヨーク及び東京において商業銀行が外国為替の取引及び外国通貨預金を含む通常の営業を行う日

であり、かつ、(b) ロンドン、ニューヨーク及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行う日をいう。

- 「S&P500」とは、取引所で取引される株式銘柄の株価指数であるS&P500指数をいい、スポンサーが計算し、公表するものをいう。ただし、小数第三位を四捨五入し、小数第二位まで求める。
- 「観察期間」とは、各参照指数につき、当初価格決定日の翌予定取引所営業日(その日を含む。)から、最終評価日(その日を含む。)までの期間をいう。
- 「関連取引所」とは、()日経平均株価については、大阪取引所、又はかかる取引所の承継者、又は日経平均株価に関する先物又はオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所又は相場表示システムにおいて日経平均株価に関する先物及びオプション契約に関して元の関連取引所における場合と同等程度の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいい、()S&P500については、シカゴ・マーカントイル取引所、又はかかる取引所の承継者、又はS&P500に関する先物又はオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所又は相場表示システムにおいてS&P500に関する先物及びオプション契約に関して元の関連取引所における場合と同等程度の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。
- 「期限前償還日」とは、満期償還日を除く各利払日をいう。
- 「期限前償還判定日」とは、各評価日(最終評価日を除く。)をいう。
- 「共通予定取引所営業日」とは、すべての参照指数について予定取引所営業日である日をいう。
- 「構成株式銘柄」とは、各参照指数の各構成銘柄となっている株式及び計算代理人が定めるその他の株式又は構成銘柄をいう。
- 「最終参照価格」とは、各参照指数につき、計算代理人が決定する、最終評価日における参照指数終値をいう。
- 「最終評価日」とは、満期償還日直前の評価日をいう。
- 「参照指数」とは、()日経平均株価及び/又は()S&P500をいう。
- 「参照指数終値」とは、各参照指数につき、計算代理人が決定する予定取引所営業日の評価時刻における参照指数水準をいい、本要項第4.6項(参照指数の修正)及び同項(参照指数の中断/計算方法の変更)の対象となる。
- 「参照指数水準」とは、各参照指数につき、該当するスポンサーが計算し、公表する参照指数の水準をいい、計算代理人により決定される。
- 「市場混乱事由」とは、()日経平均株価については、(a)取引障害、又は(b)取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻に終了する1時間の間に発生若しくは存在していること、又は(c)早期終了をいう。いずれかの時点で日経平均株価に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由が日経平均株価の構成株式銘柄に関して生じている場合、日経平均株価の水準に対するかかる銘柄の関連寄与率は、(x)かかる銘柄に対して帰せられる日経平均株価の水準の割合と(y)包括的な日経平均株価の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の水準とする。()S&P500については、(A)S&P500のいずれかの構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関する、(a)取引障害、又は(b)取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人が重大であると判断するものが、当該評価時刻に終了する1時間の間に発生若しくは存在し、又は(c)早期終了が発生若しくは存在し、かつ、かかる取引障害、取引所障害又は早期終了が発生又は存在している

S&P500の構成株式銘柄が全体でS&P500の水準の20%以上を構成すること、又は(B)S&P500に関連する先物若しくはオプション契約に関する関連取引所に関する、(a)取引障害、又は(b)取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人が重大であると判断するものが、当該評価時刻に終了する1時間の間に発生若しくは存在していること、又は(c)早期終了が発生若しくは存在することをいう。いずれかの時点でS&P500に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由がS&P500の構成株式銘柄に関して生じている場合、S&P500の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄に対して帰せられるS&P500の水準の割合と(y)包括的なS&P500の水準の比較に基づく。いずれの場合も、市場の始値の一部としてスポンサーが公表する公式な始値の組入比率を用いる。

「修正翌営業日調整」とは、利払日が営業日でない場合に当該利払日を翌営業日に延期し、延期によって翌暦月にずれ込むこととなる場合には、直前の営業日に繰り上げる調整方法をいう。

「障害日」とは、()日経平均株価については、取引所又は関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいい、()S&P500については、(a)スポンサーがS&P500の水準を公表することができないと計算代理人が誠実にかつ商業上合理的な方法で判断する、(b)関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は(c)市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、その状況下で可及的速やかに、発行会社及び財務代理人に対し、障害日が発生していなければ評価日又は当初価格決定日となっていた日に、障害日の発生を通知する。上記のとおり当事者に対して通知する計算代理人の義務が制限されるものではないが、計算代理人が障害日の発生を当事者に通知することを怠った場合も、当該障害日の発生又はその効果に影響を与えない。

「スポンサー」とは、()日経平均株価については、株式会社日本経済新聞社及び/又は文脈によっては、同社が日経平均株価について、その事業の全部又は一部を委託するその他の者をいい、()S&P500については、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズ・エル・エル・シー及び/又は文脈によっては、同社がS&P500について、その事業の全部又は一部を委託するその他の者をいう。

「早期終了」とは、()日経平均株価については、取引所又は関連取引所が、その取引所営業日の予定終了前に取引を終了することをいう。ただし、取引所又は関連取引所が、当該取引所営業日における取引所又は関連取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻、及び 当該取引所営業日の評価時刻における取引執行のために取引所又は関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間から少なくとも1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。()S&P500については、いずれかのS&P500の構成株式銘柄に関する取引所又は関連取引所が、その取引所営業日の予定終了前に取引を終了することをいう。ただし、取引所又は関連取引所が、当該取引所営業日における取引所又は関連取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻、及び 当該取引所営業日の評価時刻における取引執行のために取引所又は関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間から少なくとも1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「当初価格」とは、各参照指数につき、計算代理人が決定した当初価格決定日現在の参照指数終値をいう。

「当初価格決定日」とは、2016年11月30日をいう。ただし、(i)いずれかの参照指数につき当該日が予定取引所営業日ではない場合には、その直後の当該参照指数に係る予定取引所営業日を当該参照指数に係る当初価格決定日とし、(ii)いずれかの参照指数につき当該日が障害日である場合には、当該参照指数の当初価格は、当該参照指数

を構成する各銘柄の当初価格決定日の評価時刻現在における取引所の取引可能価格若しくは最終取引価格(又は障害日を生じさせる事由が当初価格決定日に当該銘柄に関して生じている場合は、当初価格決定日の評価時刻現在の当該銘柄の価値の誠実な推測値)を用いて、障害日を生じさせる事由の発生直前に有効であった当該参照指数を算出するための計算式及び方法に従い、計算代理人が決定する当初価格決定日の評価時刻現在における当該参照指数水準とする。

「トリガー価格」とは、

各参照指数につき、当該参照指数の当初価格の105.00%に相当する価格をいい、小数第三位を四捨五入し、小数第二位まで求める。

「取引所」とは、

()日経平均株価については、東京証券取引所若しくはその承継者、又は日経平均株価の構成株式銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて日経平均株価の構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいい、()S&P500については、各構成株式銘柄に関して、当該構成株式銘柄の取引が主に行われているものとして計算代理人が決定する主要な証券取引所若しくはその承継者、又はS&P500の構成株式銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいてS&P500の構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

「取引障害」とは、

()日経平均株価については、取引所における日経平均株価の20%以上を構成する構成株式銘柄に関する、又は 関連取引所における日経平均株価に関連する先物若しくはオプション契約に関する、取引所、関連取引所その他による取引の停止若しくは当該取引に課せられた制限をいい、取引所又は関連取引所による値幅制限を超える株価変動を理由とするものであるか否かを問わない。()S&P500については、いずれかのS&P500の構成株式銘柄に関する取引所におけるいずれかの構成株式銘柄に関する、又は 関連取引所におけるS&P500に関連する先物若しくはオプション契約に関する、当該取引所、関連取引所その他による取引の停止若しくは当該取引に課せられた制限をいい、当該取引所又は関連取引所による値幅制限を超える株価変動を理由とするものであるか否かを問わない。

「取引所営業日」とは、

()日経平均株価については、取引所及び各関連取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引所営業日をいい、取引所及び各関連取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含む。()S&P500については、スポンサーがS&P500の水準を公表し、かつ、各関連取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引所営業日をいい、関連取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含む。

「取引所障害」とは、

()日経平均株価については、日経平均株価の20%以上を構成する構成株式銘柄について取引所において取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は日経平均株価に関連する先物及びオプション契約について関連取引所において取引を実行し若しくはその時価を取得する市場参加者の機能を一般に失わせ、又は毀損する事由(計算代理人により決定される。ただし、早期終了を除く。)をいい、()S&P500については、S&P500を構成する銘柄について取引所において取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は S&P500に関連する先物及びオプション契約について関連取引所において取引を実行し若しくはその時価を取得する市場参加者の機能を一般に失わせ、又は毀損する事由(計算代理人により決定される。ただし、早期終了を除く。)をいう。

- 「日経平均株価」とは、東京証券取引所第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価(日経225)をいい、正式な指数はスポンサーが計算し、その詳細は本要項第4.6項に詳しく記載する。ただし、計算代理人が計算し決定する数値は、必要に応じて少数第三位を四捨五入し、小数第二位まで求める。
- 「ロックイン価格」とは、各参照指数につき、当該参照指数の当初価格の50.00%に相当する金額をいい、小数第三位を四捨五入し、小数第二位まで求める。
- 「ロックイン事由」とは、計算代理人がその単独かつ絶対の裁量によって、いずれかの参照指数について、それぞれの観察期間中のいずれかの予定取引所営業日(障害日である日を除く。)において、参照指数終値が一度でもロックイン価格を下回ったと判断した場合をいう。
- 「パフォーマンス」とは、各参照指数につき、当該参照指数の最終参照価格を対応する当初価格で除した値をいう。
- 「評価時刻」とは、()日経平均株価については、取引所の予定終了時をいう。取引所が予定終了時より早く終了する場合には、評価時刻は、実際の終了時刻とする。()S&P500については、(a)早期終了、取引所障害又は取引障害が、S&P500の構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、当該構成株式銘柄に関する取引所の予定終了時(ただし、当該取引所がその予定終了時より早く終了する場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。)をいい、(b)その他のあらゆる状況においては、スポンサーによってS&P500の公式な終値が計算され、公表される時刻をいう。
- 「評価日」とは、各利払日の10共通予定取引所営業日前の日をいい、疑義を避けるために付言すると、当該評価日と当該評価日直後の利払日の間の予定取引所営業日数が事後に変更された場合であっても、評価日は調整されない。いずれかの参照指数について、上記により決定された評価日が障害日である場合、影響参照指数に関する評価日は、直後の最初に到来する当該影響参照指数に係る障害日ではない予定取引所営業日とする。ただし、予定された評価日の直後の連続する3共通予定取引所営業日までの各予定取引所営業日が障害日である場合はこの限りではない。かかる場合、3日目の共通予定取引所営業日が評価日とみなされ(当該日が障害日である場合も含む。)、計算代理人は、最初の障害日を発生させた事由の発生前に有効であった最新の当該影響参照指数の計算式及び計算方法に従って、当該影響参照指数の各構成株式銘柄の当該第3共通予定取引所営業日における評価時刻現在の取引所における相場又は取引レベルに基づき、当該第3共通予定取引所営業日の評価時刻現在の当該影響参照指数の水準を決定する(当該第3共通予定取引所営業日において、障害日を発生させた事由が関連する銘柄について発生している場合には、当該第3共通予定取引所営業日の評価時刻現在の当該銘柄の価値の誠実な見積額とする。)。疑義を避けるために言及すると、障害日の発生に影響を受けない参照指数に関する評価日については、当初予定された評価日から変更はなされない。
- 「満期償還額算出対象指数」とは、パフォーマンスが低いほうの参照指数をいう。パフォーマンスが双方の参照指数について同じ値である場合、計算代理人が、その単独かつ絶対の裁量によって、いずれかの参照指数を満期償還額算出対象指数として決定する。

「予定外早期償還額」とは、

計算代理人がその内部モデル及び算出方法を用いて計算し、とりわけ以下の
ないし の要素に基づいて決定される、償還の直前の本社債の価額に相当する
円金額(ゼロを上回る場合も、ゼロになる場合もある。)をいう。

本社債の満期までの残存期間

銀行間の貸付金利

発行会社(又はその関係会社)が現金の借入れの際に適用を受ける金利

本社債が一つ又は複数の原資産にリンクされている場合、かかる原資産の
価額、予想される将来のパフォーマンス及び/又はボラティリティ、並び
に、

発行会社が関係すると考えるその他の情報(かかる償還の原因となった事
由を生じさせた状況を含むが、これに限らない。)

なお、以下の(A)及び(B)が適用される。

(A) 予定外早期償還額は、かかる本社債についてヘッジのための取決めを解
消、設定、再設定及び/又は調整した結果として発行会社及び/又はその
関係会社が負担したか又は負担することとなる関連損失、経費又は費用
(誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて発行会社はその裁量により
決定した金額とする。)を考慮して調整される。

(B) 本要項第7項に従った償還の場合、予定外早期償還額の計算は、債務不履
行事由(以下に定義する。)の直前の発行会社の財務状態は考慮しない
(疑義を避けるために付言すると、当該金額を計算する際、発行会社は本
社債に基づく自らの債務を完全に履行する能力があるものとみなされ
る。)

「予定終了時」とは、

取引所及び予定取引所営業日又はその関連取引所及び予定取引所営業日につい
て、当該予定取引所営業日における当該取引所又はその関連取引所の週日の予
定された終了時刻をいう。時間外又はその他の通常取引セッション取引時間外
の取引は考慮しない。

「予定取引所営業日」とは、

()日経平均株価については、取引所及び各関連取引所がそれぞれその通常取
引セッションのために取引を行う予定の日をいい、()S&P500については、ス
ポンサーがS&P500の水準を公表する予定であり、かつ、関連取引所においてそ
の通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称並びに売出人の名称を記載する。

目論見書の表紙には、次の文言を記載する。

「本社債の申込みに関しては、本目論見書を参照の上、投資の最終判断は自己の責任で行って下さいますようお願い申し上げます。」

目論見書の表紙裏には、以下の文言を記載する。

「本社債の利息及び償還金の支払は発行会社の義務となっております。したがって、発行会社の財務状況の悪化等により発行会社が本社債の利息又は償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。」

「本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております（下記はその英文です。）。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933 (the "Securities Act") and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons, except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.」

「この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「契約締結前交付書面」、「想定損失額について」、「無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）」、「無登録格付に関する説明書（スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス）」及び「無登録格付に関する説明書（フィッチ・レーティングス）」は、本社債の売出人である八十二証券株式会社のみ責任において作成されたものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行体はこれらの書類につき一切責任を負いません。」

この特記事項の直後に、本社債に関する「契約締結前交付書面」、「想定損失額について」、「無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）」、「無登録格付に関する説明書（スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス）」及び「無登録格付に関する説明書（フィッチ・レーティングス）」と題された書面が挿入される。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(平成27年度)(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
平成28年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類
事業年度(平成28年度中)(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
平成28年9月23日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

該当事項なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、期限前償還の有無及び満期償還金額が日経平均株価及びS&P500の水準により決定されるため、日経平均株価及びS&P500についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03	
	最低	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	17,613.56	17,251.36	17,145.95	16,938.96	16,943.67	17,156.36
	最低	15,471.80	15,975.47	14,864.01	15,106.52	15,921.04	16,285.41

出典:ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価終値の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

S&P500の過去の推移(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	1,363.61	1,465.77	1,848.36	2,090.57	2,130.82	
	最低	1,099.23	1,277.06	1,457.15	1,741.89	1,867.61	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	2,111.05	2,103.48	2,120.55	2,177.09	2,193.81	2,187.87
	最低	2,033.80	2,025.91	1,991.68	2,074.02	2,147.58	2,119.12

出典:ブルームバーグ・エルピー

S&P500の過去の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。
過去の上記の期間においてS&P500が上記のように変動したことによって、S&P500及び本社債の時価が本社債の償還
まで同様に推移することも示唆するものではない。

第五部【特別情報】

該当事項なし